

社会保険等未加入対策に関する Q&A

社会保険等未加入対策に関する Q & A

【全般（一次、二次以下共通）】

問 1 発注者（岐阜県）が未加入対策をなぜ実施するのか。

答 1 社会保険等への未加入は、労働技能者の処遇低下など、就労環境を悪化させ、若年入職者が減少する一因となっているといわれます。

こうした若年入職者の減少により、経験で積み重ねられる技能を若者へ継承することが困難となり、建設産業自体の継続的発展が妨げられることとなります。

また適正に社会保険料を負担している企業がコスト高となり、競争上不利益となることが考えられます。

この対策は、技能労働者の処遇の向上、建設業の持続的な発展に必要な人材確保を図るとともに、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を目指すものです。

問 2 「社会保険等未加入建設業者」とは誰を指すのか。

答 2 以下に掲げる届出を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者）です。（当該届出の義務がない者を除く。）

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- 確認方法「社会保険等加入状況確認方法（受注者用）」による。

問 3 社会保険未加入対策の対象者は誰か。

答 3 社会保険未加入対策の対象者は「社会保険等未加入建設業者」です。

以下の下請負人や作業員は対象としません。

- ・建設業者以外の下請負人（安全誘導警備員、測量、地質調査等）
- ・建設業許可を有しない、軽微な建設工事のみを請負う下請負人

問 4 維持業務（全面委託、草刈り業務等）は社会保険等未加入対策の対象となるのか。

答 4 施工体制台帳の作成義務のない建設工事以外（建設業法の対象外）の業務については、今回の未加入対策の対象となりません。

問 5 社会保険未加入対策における適用除外となるのはどのような場合か。

答 5 常時使用される者（労働者）が 5 人未満の小規模な個人事業所（一人親方等）は健康保険や厚生年金保険の適用除外です。

労働者（ただし、1 週間の所定労働時間が 20 時間未満である者等を除く。）が一人もいない小規模な個人事業所は、雇用保険の適用除外です。

詳細については、[参考通知](#)「社会保険の加入に関する下請負指導ガイドライン」における「適切な保険」についてを参照としてください。

なお、常時使用される者等は、働き方によって総合的に判断されますので、不明な場合は、個別に最寄りの年金事務所（医療保険、年金保険）、ハローワーク（雇用保険）に問い合わせしてください。

問6 施工体制台帳による確認において、社会保険等の加入状況が「未加入」とされている下請負人について、受注者による加入指導を行った結果、当該下請負人が当該未加入の社会保険等の「適用除外」と判明した場合、どのような書類を提出させるのか。

答6 受注者が社会保険等の加入適用除外であることを確認した場合は、施工体制台帳を修正してください。

あわせて、当該未加入の社会保険等について適用除外であることを示す適用除外誓約書を発注者に提出を指示してください。

問7 「特別の事情」を有すると認められるのはどのような場合か。

答7 「特別の事情」を有する場合とは、例えば、災害に伴う堤防崩壊や道路陥没等の応急工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、そうした技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合等が考えられます。

一方、受注者が以下の理由を挙げてきた場合は、「特別の事情」に該当しないと考えられます。

- ・昔からの付き合いがあり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

いずれにしても、「特別の事情」に該当するか否かについては、個々の事案が発生した際、その内容や背景等を十分に確認した上で、個別に判断するものとします。

問8 未加入だった業者が社会保険等に加入した場合、どのような書類をもって社会保険等の「確認書類」とするのか。

答8 厚生労働省年金局、労働局、職業安定所から発行される下記の書類の写しを提出させることにより確認してください。

<健康保険又は厚生年金保険>

- ・「領収証書」「社会保険料納入証明（申請）書」
- ・「資格取得者確認および標準報酬決定通知書」
- ・「健康保険・厚生年金保険新規適用届」（年金事務所の受付印があるもの）

<雇用保険>

- ・「領収済通知書」及び「労働保険 概要・確定保険料申告書」
- ・「雇用保険被保険者資格取得通知書」

「社会保険等加入状況確認方法（受注者用）」参照

問9 下請負人が未加入の場合、当該下請負人に直接的なペナルティはないのか。

答9 下請負人が未加入であることを確認した場合、建設業担当部局である技術検査課へ通報することとなっています。建設業担当部局（技術検査課）が当該下請負人に対し社会保険等の加入指導を実施します。

しかし、当該下請負人は契約の相手方ではないことから、契約書上のペナルティはありません。

問 10 受注者が下請負人に社会保険未加入建設業者は存在しないと認識していたが、下請負人から提出された再下請通知書等の虚偽または受注者の確認不足等で、実は社会保険未加入建設業者が当該工事で作業していたと、後日判明した場合、受注者はペナルティの対象となるのか。

答 10 受注者にペナルティを課すかどうかは、下請負人の虚偽等に対して受注者にどの程度の過失があったのかなど、個別の事情を踏まえて、総合的に判断することとなります。

【二次以下の対策強化関係】

問 11 社会保険未加入建設業者が加入指導期間中に、下請負人として、現場作業に従事してよいか。

答 11 社会保険等未加入対策は、現場作業を規制するものではありません。
ただし、指導期間を過ぎても、当該下請負人の社会保険等の加入を確認できる書類の提出がない場合、受注者（元請業者）がペナルティの対象となります。

問 12 なぜ、社会保険等未加入対策を二次以下の下請負人まで拡大するのか。

答 12 中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）」（平成 24 年度 3 月）では、実施後 5 年（平成 29 年度）を目途に、企業単位では建設業許可業者の加入率を 100%、労働者単位で製造業相当の加入状況を目指しています。

岐阜県では、平成 26 年 7 月から、受注者と直接下請け契約を締結する一次下請に対し、社会保険等加入促進に取り組んできたところです。

対策開始からこれまでの期間で、建設工事に従事する受注者と一次下請のほぼ全ての業者が社会保険等に加入していることが確認できており、着実に対策の成果が上がっているものと認識しています。

今後は上記の目標を達成するため、発注者、受注者（元請業者）、下請企業、建設労働者が一体となって、社会保険等加入対策に取り組みを実施するため、対象を二次下請負人以下まで拡大しました。

問 13 社会保険等未加入建設業者が二次以下の下請負人である場合において、確認書類又は特別事情申請書の提出期間（猶予期間）の延長を求める際、「相当の理由」はどのような場合に認められるのか。

答 13 受注者が当該未加入業者に対して、未加入の社会保険等について適切に加入指導を行っていたことを

指導を行った際に未加入業者に交付した書面

指導を行った日時や内容を記録した打ち合わせ簿

受注者が加入指導を行ったことを発注者に対して誓約する書面

等により確認できる場合等に、提出期間の延長を認める相当の理由があるものとして取り扱う。

確認書類の提出期間（猶予期間）の延期

二次下請負人 : 最大 30 日間×1 回 延長（60 日間）

三次下請負人以下 : 最大 30 日間×2 回 延長（90 日間）

内で、「確認書類」の提出に必要な期間を、受注者と協議し設定すること。

猶予期間…………… 社会保険等未加入建設業者である下請負人が直ちに工事の施工から排除されることのないよう、当該社会保険等未加入建設業者に対して加入を促す期間

問 14 社会保険等未加入の二次以下の下請負人が、社会保険等の加入指導期間（猶予期間）内に下請負契約解除等の理由で施工体制から外れた場合の受注者に対する取り扱いはどうなるのか。

答 14 社会保険等未加入建設業者が施工体制から外れた（現場入場しなかった）場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としている状態が解消されたと判断し、受注者に対してペナルティは適用しません。

参考通知

平成 29 年 4 月 3 日
国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における
現場入場等の取扱いについて

国土交通省では、平成 24 年 11 月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を施行し、平成 29 年度を目標年次として、建設業における社会保険の加入促進に取り組んでまいりました。ガイドラインにおいては、遅くとも平成 29 年度以降、適切な保険に未加入の作業員は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきこととしております。

今般、目標年次としてきた平成 29 年度を迎えるにあたり、ガイドラインにおける現場入場等の取扱いについてあらためて整理しますので、下記についてご了解願います。

記

（ガイドラインの記述）

「遅くとも平成 29 年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。」

（記述の趣旨）

「適切な保険」については、雇用する企業の法人と個人事業主の別や規模等により加入すべき保険は異なります。ガイドラインは、法令上加入義務のある保険への加入を求めているものであり、加入義務のない保険に加入することまで求めているものではありません。

加入すべき「適切な保険」については、「【資料 1】「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について」をご確認下さい。

（保険の適用関係がわからない場合について）

どの保険に加入するべきかわからない場合は、個別に最寄りの年金事務所（健康保険、厚生年金保険）、ハローワーク（雇用保険）等にお問い合わせ下さい。

また、各都道府県社会保険労務士会において、無料の電話相談窓口を設置しておりますので、個別事例のご相談にご活用下さい。（【資料 2】社会保険労務士に相談しやすくなりました（チラシ））

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

資料1

所属する事業所		就労形態	労働保険		社会保険		年金保険
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	健康保険	医療保険 (いずれか加入)	厚生年金	
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金	厚生年金
	—	役員等	—	—	—	厚生年金	厚生年金
	5人～	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金	厚生年金
個人事業主	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合(建設国保等) 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合(建設国保等) 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金	国民年金

「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

3保険

健康保険及び厚生年金保険

3保険

雇用保険

(医療保険と年金保険については個人で加入)

医療保険と年金保険については個人で加入(但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る)※3

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
 ※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

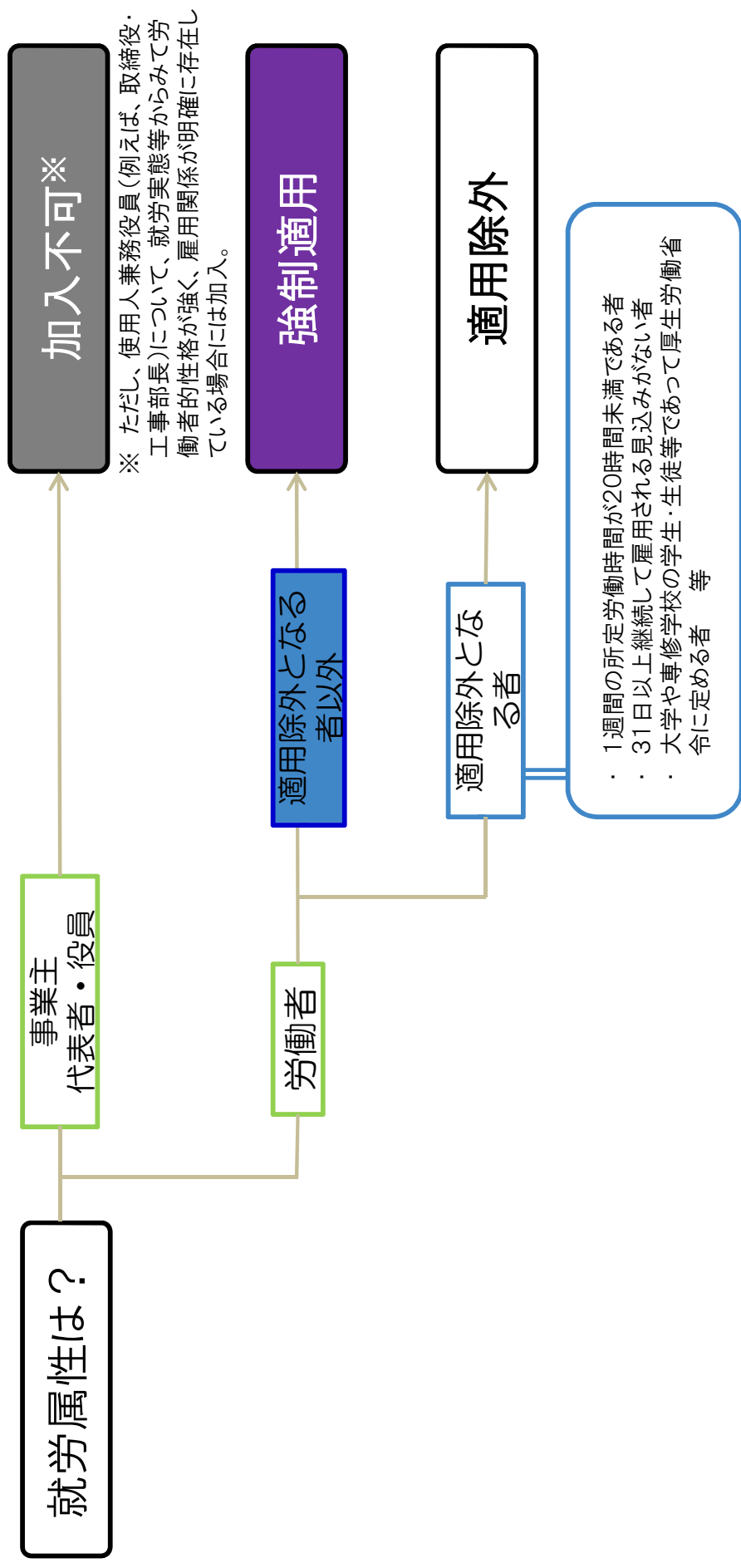
※3 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

: 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

: 個人で加入

○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。



・強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。

・ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。

・平成29年1月1日以降、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。

社会保険の適用関係について②

○医療保険

事業所の形態は？

常時使用される者※が
5人未満の個人事業所
※家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。

法人事業所もしくは
常時使用される者※
が5人以上の個人事業所
※家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。

協会けんぽ等の

適用事業所で
はない※

※事業所従業員の1/2以上の加入同意がある場合、
健康保険に任意加入することができる

適用事業所

適用事業所で働いて
いる人は？

- ・ 臨時に使用される者であつて、以下のいずれかに該当する者
 - i . 日々雇入れられる者(1ヶ月を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く)
 - ii . 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(2ヶ月を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く)
- ・ 事業所又は事務所で所在地が一定しない者に使用される者
- ・ 季節的業務に使用される者(継続して4ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
- ・ 臨時的業務の事業所に使用される者(継続して6ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
- ・ 国民健康保険組合の事業所に使用される者
- ・ 後期高齢者医療の被保険者となる者
- ・ 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者(健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。)等

法人代表者・役員
(常勤である者)

個人事業主と、
その家族従業員

正社員
(適用除外となる者以外)

短時間労働者※1

※1)1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が、正社員の4分の3未満である者

適用除外となる者

強制適用

適用除外

強制適用

適用除外

特定適用事業所に勤務する場合は適用となる場合あり※2

適用除外

国民健康保険、国民健康
保険組合に個人で加入

※2)厚生労働省・日本年金機構
のホームページをご覧ください

・適用事業所に使用されるが適用除外となる者で、一定の条件を満たす者は、健康保険の日雇特別被保険者となります。

・強制適用となる者は、協会けんぽ、健康保険組合等の被保険者となります。

・強制適用となる者であっても、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、健康保険の被保険者ではなく、国民健康保険組合の被保険者となります。

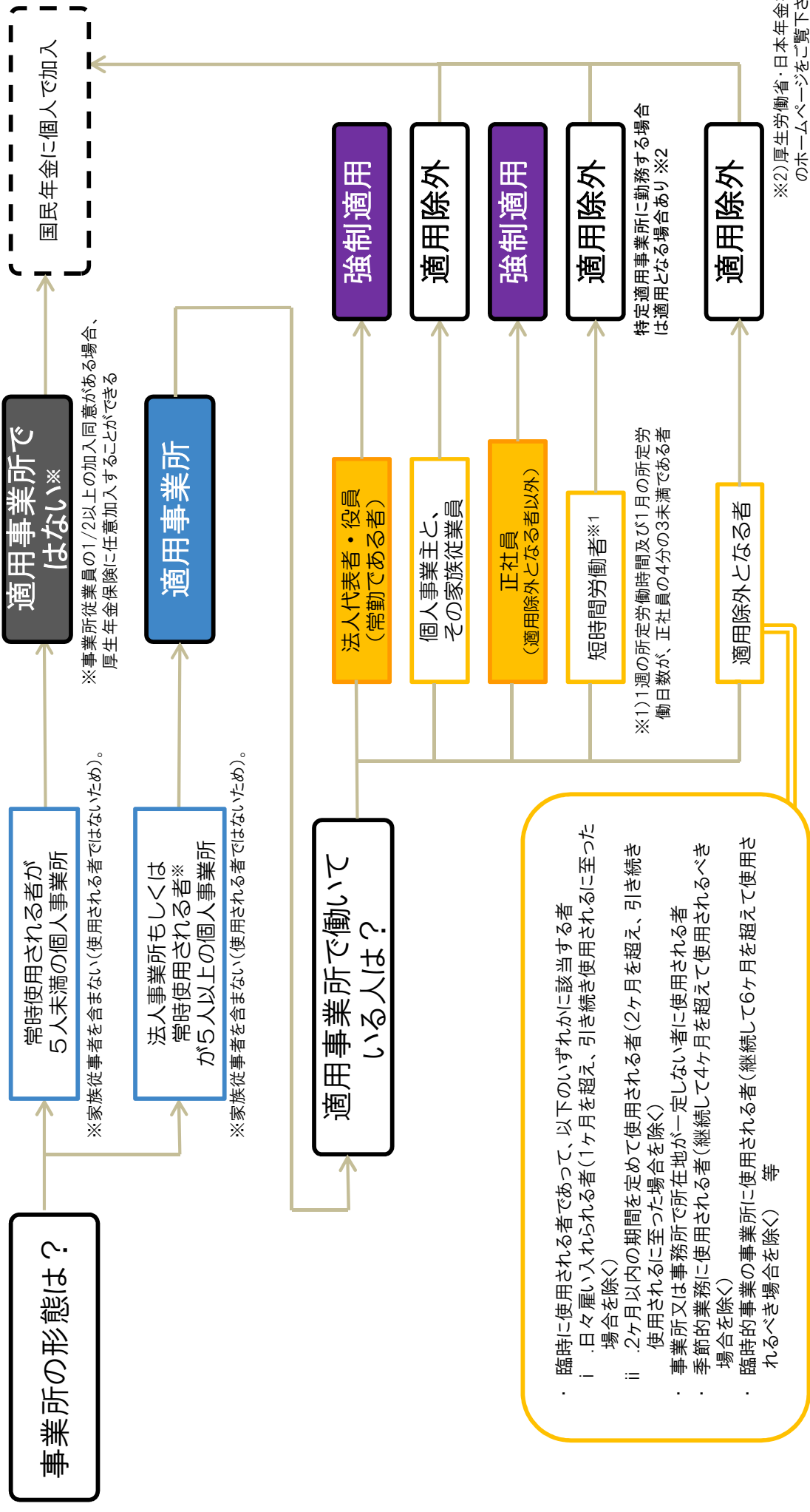
・生活保護を受給している者は国民健康保険の適用除外となります。



社会保険の適用関係について③

○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



※2) 厚生労働省・日本年金機構のホームページをご覧ください

・強制適用となる者は、厚生年金保険の被保険者となります。

社会保険等加入状況確認方法（受注者用）

社会保険等加入状況確認方法（受注者用）

下請負人の社会保険等の加入状況の確認方法には、下記の方法があります。

いずれかの方法により加入状況を確認して、確認結果を現場で保管されている施工体制台帳（元本）へ添付してください。

施工体制台帳提出時に監督員にどの方法で社会保険等の加入を確認したかを報告してください。

- 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
（下請負人が岐阜県入札参加資格者である場合）
（下請負人が経営事項審査受審者である場合）

有効期間内にある「経営規模等評価結果通知書」（参考資料①）の写し

“その他の審査項目（社会性等）”欄の

- ・雇用保険加入の有無
 - ・健康保険加入の有無
 - ・厚生年金保険加入の有無
- ）で「無」がないことを確認

※建設業者の経営事項審査結果は下記のホームページ上で（一般財団法人）建設業情報管理センターが公表しています。

<http://www.ciic.or.jp/>

- その他
（上記以外の場合）

健康保険又は厚生年金保険

- ・各年金事務所備え付けの「適用事業所一覧表」又は厚生年金等検索サイト

https://www.nenkin.go.jp/do/search_section/index1.html

雇用保険

- ・労働保険適用事業場検索サイト

http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D/?jsessionid=5E9D42D56F3273C2A9B737ADE5BC5DFF

以上の資料により、下請負人の社会保険の加入状況を確認した結果

- 保険料の領収済通知書等関係書類
（社会保険未加入建設業者が社会保険等へ届出をした事実を確認する書類）

健康保険又は厚生年金保険

- ・「領収証書」「社会保険料納入証明（申請）書」（参考資料②③）
- ・「資格取得者確認および標準報酬決定通知書」（参考資料④）
- ・「健康保険・厚生年金保険新規適用届」（年金事務所の受付印があるもの）

雇用保険

- ・「領収済通知書」（参考資料⑤-1）
及び「労働保険 概要・確定保険料申告書」（参考資料⑤-2）
- ・「雇用保険被保険者資格取得通知書」（参考資料⑥）

※社会保険未加入建設業者が社会保険等への届出した事実を確認する書類（確認書類）として写しの提出が必要

参考資料① 経営規模等評価結果通知書(様式)

様式第二十五等の十二（第十九条の九、第二十一条の四関係）

経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書

許可 一 号
平成 年 月 日
審査基準日
電話 番号
資本金 額
完成工事高/売上高 (%)
行政 記 入 欄

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値

平成 年 月 日

印

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点(Z)
			年平均	評点(X1)	元請完成工事高 年平均	一級(講習受講)	基幹	二級	その他	
	土木一式									
	プレストレストコンクリート構造物									
	建築一式									
	大工									
	左官									
	とび・土工・コンクリート									
	法面処理									
	石									
	植根									
	電管									
	管									
	タイル・れんが・ブロック									
	鋼構造物									
	鋼橋上									
	鉄筋									
	ほ									
	しゆんせ									
	板									
	ガラス									
	塗									
	防									
	内装仕上									
	機械器具設置									
	熱絶縁									
	電気通信									
	造園									
	さく井									
	建築									
	水道施設									
	消防施設									
	清掃施設									
	舗									
	とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)									
	その他									
	合計									

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額		
利益額		
評点(X2)		
その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度(若しくは企業年金制度)加入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		
営業者年数		
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業継続の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への賛助の有無		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令遵守の状況		
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発費		
研究開発の状況		
建設機械の所有及びリース台数		台
建設機械の保有状況		
ISO9001の登録の有無		
ISO14001の登録の有無		
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		
若手技術職員の継続的な育成及び確保		
新規若手技術職員の育成及び確保		
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況		
評点(W)		

(参考)

科目	決算	科目	決算	経営状況	決算	経営状況	決算
固定資産		売上高		純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
流動負債		売上総利益		負債回転期間		自己資本比率	
固定負債		受取利息配当金		総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
利益剰余金		支払利息		売上高経常利益率		利益剰余金	
自己資本		経常利益		評点		(Y)	
総資本(当期)		営業キャッシュフロー(当期)					
総資本(前期)		営業キャッシュフロー(前期)					

[金額単位：千円]

「有」または「除外」となっているか

参考資料②【健康保険・厚生年金保険】領収証書

領 収 済 通 知 書 国庫金 厚生保険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 児童手当納出金
 平成 年度
 厚生労働省所管
 年金特別会計

事業所登録記号	事業所番号	うち証券受領	
00500			様

収入源種別
厚生労働省年金局事業管理課長
 (所在地) 〒100-8910 千代田区霞が関1-2-2
 (領収事項) 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
 歳入年金事務所

収入先
 厚生労働省年金局(函館) 様

担当課 **高齢年金事務所徴収担当** 翌年度5月1日以降現年度歳入組入

上記の合計額を精算しました。
(領収日付用)

(厚生労働省年金局送付分)

告 領 収 控 国庫金 厚生保険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 児童手当納出金
 平成 年度
 厚生労働省所管
 年金特別会計

納付目的年月	納付期限	事業所登録記号	事業所番号	うち証券受領	証券受領	合計額	
平成 年 月 日	平成 年 月 日	00500			全部	千 百 十 千 百 十 千 百 十 円	様

納付金額
 健康保険料
 厚生年金保険料
 児童手当納出金

納入告知書(納付書)発行年月日
 平成 年 月 日

収入先
厚生労働省年金局事業管理課長
 (所在地) 〒100-8910 千代田区霞が関1-2-2
 (領収事項) 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
 歳入年金事務所

収入先
 厚生労働省年金局(函館) 様

担当課 **高齢年金事務所徴収担当** 翌年度5月1日以降現年度歳入組入

上記の合計額を精算しました。
(領収日付用)

(収納機用)

納入告知書 納付書 領収証書 国庫金 厚生保険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的
 健康保険料
 厚生年金保険料
 児童手当納出金
 平成 年度
 厚生労働省所管
 年金特別会計

納付目的年月	納付期限	事業所登録記号	事業所番号	うち証券受領	証券受領	合計額	
平成 年 月 日	平成 年 月 日	00500			全部	千 百 十 千 百 十 千 百 十 円	様

納付金額
 健康保険料
 厚生年金保険料
 児童手当納出金

納入告知書(納付書)発行年月日
 平成 年 月 日

収入先
厚生労働省年金局事業管理課長
 (所在地) 〒100-8910 千代田区霞が関1-2-2
 (領収事項) 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
 歳入年金事務所

収入先
 厚生労働省年金局(函館) 様

担当課 **高齢年金事務所徴収担当** 翌年度5月1日以降現年度歳入組入

上記の合計額を精算しました。
(領収日付用)

(領収者用)

(1) 業者名と一致しているか確認

(2) 何らかの数値が入っていれば可

平成 年 月 日 申請

社会保険料納入証明(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地	(1)業者名と一致しているか確認
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	()-()-()

2. 申請事由

--

3. 証明事由

月 分	保 険 料			収納年月日
	健康保険	厚生年金	児童手当拠出金	
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				
平成 年 月分				
平成 年 月分				
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日

(2)何らかの数値が入っていれば可

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長



参考資料⑤-1 【雇用保険】領収済通知書(様式)

必ず⑤-2と
セットで確認

(1) 参考資料⑤-2の番号と一致しているか確認

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

取扱行名 青森労働局 取扱行番号 00075227

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118

平成 〇〇 年度

納付額 (合計額) 十億千百万千百十円

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

納付先 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎 青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官

納付の目的
1. 平成 〇〇 年度 〇〇 期
2. 追加徴収... 1 〇〇 年度 〇〇 期
3. 平成 〇〇 年度 〇〇 期

納付場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

納付先 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎 青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官

(2) 何らかの数値
が入っていれば可

(3) 参考資料⑤-2の額
と一致しているか確認

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

取扱行名 青森労働局 取扱行番号 00075227

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118

平成 〇〇 年度

納付額 (合計額) 十億千百万千百十円

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

納付先 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎 青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官

納付の目的 (上記金額の内訳)
1. 平成 〇〇 年度 〇〇 期
2. 追加徴収... 1 〇〇 年度 〇〇 期
3. 平成 〇〇 年度 〇〇 期
4. 追加徴収... 2 〇〇 年度 〇〇 期

納付場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

納付先 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎 青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官

参考資料⑤-2【雇用保険】労働保険 概算・確定保険料申告書(様式)

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準
字体
012
第3片記入に当たっての注
OCR枠への記入は上
提出用

必ず⑤-1と
セットで確認

種別 32700 平成 年 月 日

(1)で照合する箇所 566
札幌市北区北8条西2丁目1-1
札幌第1合同庁舎

北海道労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿 (注2)(注1)

区分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	⑧ 保険料・拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料	(イ)		1000分の	
労災保険分	(ロ)		1000分の	
雇用保険法適用者分	(ハ)		1000分の	
高年齢労働者分	(ニ)		1000分の	
保険料算定対象者分	(ホ)		1000分の	
一般拠出金 (注1)	(ヘ)		1000分の	

区分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	⑪ 保険料算定基礎額の見込額	⑫ 保険料率	⑬ 概算・増加概算保険料額 (⑪×⑫)
労働保険料	(イ)		1000分の	
労災保険分	(ロ)		1000分の	
雇用保険法適用者分	(ハ)		1000分の	
高年齢労働者分	(ニ)		1000分の	
保険料算定対象者分	(ホ)		1000分の	

(4)どちらかに何らかの数値が入っていれば可

⑭ 事業主の郵便番号 (変更のある場合記入) ⑮ 事業主の電話番号 (変更のある場合記入)

⑯ 延納の申請納付回数

⑰ ⑱⑲⑳の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

⑳ 申告済概算保険料額 ㉑ 申告済概算保険料額

(3)で照合する箇所

㉒ 差引額 ㉓ 元金 ㉔ 元金

㉕ 第1期 ㉖ 第2期 ㉗ 第3期

㉘ 加入している労働保険 (イ)労働保険 (ロ)雇用保険 ㉙ 特掲事業 (イ)該当する (ロ)該当しない

㉚ (イ)所在地 (ロ)名称

㉛ 事業主 (イ)住所 (ロ)名称 (ハ)氏名

㉜ 保険関係成立年月日

㉝ 事業又は作業の種類

㉞ 事業廃止等理由 (1)廃止 (2)委託 (3)閉鎖 (4)労働者なし (5)その他

(5)業者名と一致しているか確認

(なきへ)折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク()の所で折り曲げて下さい。

石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労働保険一般拠出金は延納できません

一般拠出金

参考資料⑥ 【雇用保険】雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)(様式)

様式第4号 雇用保険被保険者 資格喪失届 氏名変更届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

※ 帳票種別
 1 2 1 0 2: 氏名変更届 3: 資格喪失届

1. 被保険者番号 _____ 2. 事業所番号 _____ 3. 資格取得年月日 _____

管轄区分 _____ 被保険者氏名 _____ 性別 (1 男) (2 女) 生年月日 _____ (2 大正 3 昭和 4 平成) 取得時被保険者種類 (1又は9 一般) (4又は5 高齢者) (2又は3 短期)

事業所名略称 _____ 転勤の年月日 _____

4. 離職年月日 _____ 5. 喪失原因 (1 離職以外の理由) (2 3以外の離職) (3 事業主の都合による離職) 6. 離職票交付希望 (1 有) (2 無) ※7. 喪失時被保険者種類 (3 短期) 9. 補充採用予定の有無 (空白 無) (1 有)

元号 _____ 年 _____ 月 _____ 日

8. 新氏名 _____ フリガナ(カタカナ) _____

10. 被保険者の住所又は居所 _____

11. 被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日 _____

12. 1 週間の所定労働時間 () 時間 () 分 ※13. 資格取得年月日現在の1 週間の所定労働時間 () 時間 () 分

雇用保険法施行規則第7条第1項・第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

住 所 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業主氏名 _____ 記名押印又は署名 _____ 印

電話番号 _____ 公共職業安定所長 殿

<キリトリ>

雇用保険被保険者資格取得等通知書 (事業主通知用)

確認(受理)通知年月日 _____ 雇用保険被保険者資格取得届に基づき、下記のとおり確認(通知)します。

被保険者番号 _____ 資格取得年月日 _____

被保険者氏名 _____ 性別 (1 男) (2 女) 生年月日 _____ (2 大正 3 昭和 4 平成) 取得時被保険者種類 (1又は9 一般) (4又は5 高齢者) (2又は3 短期)

事業所名略称 _____ 転勤の年月日 _____

(1) 業者名と一致しているか確認

<キリトリ>

様式第7号 雇用保険被保険者証 (被保険者通知用)

公共職業安定所 印

被保険者番号 _____ 確認(受理)通知年月日 _____ 資格取得年月日 _____ 取得時被保険者種類 (1又は9 一般) (4又は5 高齢者) (2又は3 短期)

被保険者氏名 _____ 生年月日 _____ (2 大正 3 昭和 4 平成)

事業所名略称 _____ 転勤の年月日 _____

様式第7号 雇用保険被保険者証

公共職業安定所 印

被保険者番号 _____

被保険者氏名 _____ 生年月日 _____ (2 大正 3 昭和 4 平成)